

「共同研究契約等における誓約書ガイドライン」の制定について

1. 背景等

- 学生が企業との共同研究等に参加することは、学生自身が研究活動と社会とのつながりをより強く体感し、研究に対するモチベーションの増加等につながり、大きな意義がある。
- 一方、研究内容等の情報が漏えいすることを防止するために、企業側から学生に対して、秘密保持契約の締結を求められることがある。
- 営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした誓約書(秘密保持契約を含む)の扱いについて、経済産業省が実施したアンケート調査によると、誓約書の提出を求めている大学が全体の4分の1を占めている一方で、何も定めていないと回答している大学も3分の1あった。

● 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)(抜粋)

イノベーション促進産学官対話会議(事務局:文部科学省高等教育局,文部科学省科学技術・学術政策局,経済産業省産業技術環境局)

(3-2-2-2) 技術流出防止マネジメント(営業秘密管理)

課題

(秘密情報管理の必要性)

- 従来、こうした秘密情報の取扱いについては、共同研究契約において守秘義務を定める等して対応している大学もある。しかし、共同研究契約を締結する前の段階を含め、企業と大学・国立研究開発法人とが秘匿性の高い情報を含む秘密情報を多く扱うようになれば、致命的な情報漏えいのリスクが飛躍的に高まることとなる。そのため、共同研究に関する情報など、秘密として保持すべき情報が大学においてどのように管理され、漏えいリスクに対してどのような対処がなされているのかは、大学・国立研究開発法人と共同研究を予定している企業にとり極めて重要な点であり、この点をいかに明確化し、大学・国立研究開発法人と企業とが信頼関係を構築できるかが、共同研究の本格化へ向けて早急に解決すべき課題となる。
- 企業においては、一般に、社規などにより、情報セキュリティマネジメントの一環として秘密情報管理を徹底させており、大学においても、企業を同レベルの管理が望ましいものの、多くの大学においては、秘密情報の保護に関し、十分な管理がなされているとはいえないのが現状である。さらに、大学には、大学と雇用契約を締結した研究者以外にも、教育サービスを受ける立場にある学生が在籍しているという大学特有の事情も存在するため、学生が秘密情報を扱う共同研究へ参加する場合への対処など、こうした事情も考慮しつつ秘密情報管理を行うことが必要となる。

処方箋

(大学における秘密情報管理における学生等の扱い)

- 大学の教職員と異なり、大学と雇用関係にない学生等には当該大学の教職員向けの学内規程を適用することはできない。したがって、学生等が学内の秘密情報に触れる場合に何らかの秘密情報管理を行わないと、当該秘密情報の漏えいが発生し、大学や共同研究先企業等にとって大きな損害が生じるおそれがある。
- そこで、学生等の基本的な立場を尊重し、アカデミックハラスメントにも配慮しつつ、適切な秘密情報管理を行うことが必要となる。
- 研究活動へ学生等の参加を認めるに際して、学生等と取り決めるべき事項は、秘密保持の遵守、発明の取扱い等を含めて種々の事項があるので、それらを総合的に取り決めることが望ましい。特に、学生等が参加する研究活動のうち、学外機関との連携による共同研究や、外部機関からの受託研究を行うケースでは、学生等の共同研究等への参加に先立って、学生等に対して、秘密保持に関する誓約書の提出や秘密保持契約の締結を行うこと等が考えられる。
- なお、秘密保持をはじめとして、学生等に対して過度に広汎な義務を課するような場合は公序良俗違反(民法第90条)として無効となる余地も考えられる。
- 検討の結果、学生等に研究への参加を認めることとした場合、以下に示す(A)及び(B)によって当該学生等に秘密保持の遵守等を求めることが考えられる。

(A) 学生等を対象とした通則等での指示

○ ある学部、学科、研究科等の組織に所属する全ての学生等に対し、当該組織を対象とした通則等において、研究への参加にあたり秘密保持の遵守等が必要となる旨を示す。通則等で指示しただけでは学生等は義務を課せられた自覚に乏しくなるおそれがあるため、指導教員等が研究への参加を希望する学生等に対する当該通則等の遵守（秘密保持の遵守等）に係る指導を徹底するとともに、ルールの周知徹底、教育のためのガイダンスや研修等を行うことで実効性を高めることが有効だと考えられる。

(B) 誓約書の提出を求める

○ 研究やインターンシップ等に参加を希望する学生等に対し、秘密保持に関する誓約書の提出を求める。雇用関係にない学生等に対して誓約書の提出を求める際に、強要と受け取られるような形で手続きを求めることは適切とはいえず、あくまで学生等の自由意思に基づいて提出してもらうことが求められる。なお、誓約書の代わりに、大学と学生等との間で秘密保持契約（NDA）を締結する場合もある。

○ 学生等が誓約書の提出を拒否した場合、大学は、そうした拒否が学生等にとっての不利益とならないよう、他の研究テーマを与えるなどの対応を通じて、誓約書を提出した学生等との間で教育上の格差が生じないように配慮することが求められる点に留意が必要である。

【参考】誓約書の提出を実施している主な大学：

東北大学、筑波大学、福井大学、三重大学、神戸大学、九州大学、長崎大学等

2. 誓約書ガイドラインについて

①ガイドラインの制定について

秘密保持契約に係る誓約書の提出を求めるための学内ルールとして、「共同研究契約等における誓約書ガイドライン」を制定する。

②対象について

共同研究、受託研究及び受託事業（以下、「共同研究等」という。）を対象とする。

共同研究等の契約書において、明記される研究代表者及び研究協力者として参加する学生を対象とする。

なお、共同研究等以外の研究は、除くものとする。

③誓約書の提出時期について

研究代表者は、企業等から共同研究等の申込みがあった際、学生を研究協力者として参加させる場合、学生に「誓約書ガイドライン」の内容を説明し、学生が同意した場合に限り、誓約書に署名・捺印を行わせ、部局長に提出する。